

## 高度地区

(建造物の高さの最高限度) 平成19年3月30日決定

平成17年8月に、長年の悲願であった八潮駅が開業しました。しかし、駅を中心として高層建築物が増加し、住環境・操業環境の悪化や乱雑な街並み形成など、あらたな問題が発生しています。そこで、市街化区域（商業地域および工業専用地域を除く）全域で建築物の高さの最高限度を定めました。

### 第1種高度地区

区域：工業地域（一部を除く）

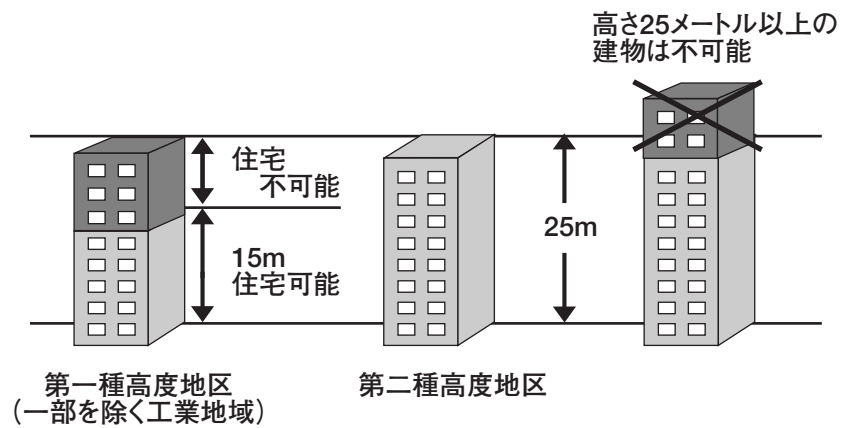
制限：25メートル（ただし、居住の用に供する建築物の部分は15メートル）

### 第2種高度地区

区域：市街化区域（商業地域および工業専用地域を除く）

で第1種高度地区を除く区域

制限：25メートル



## 屋外広告物条例

(屋外広告物の設置の基準等) 平成19年7月1日施行

良好な街並み形成において、「屋外広告物」は重要な要素です。地域ごとのきめ細かい制限とするため、「八潮市屋外広告物条例」を制定しました。

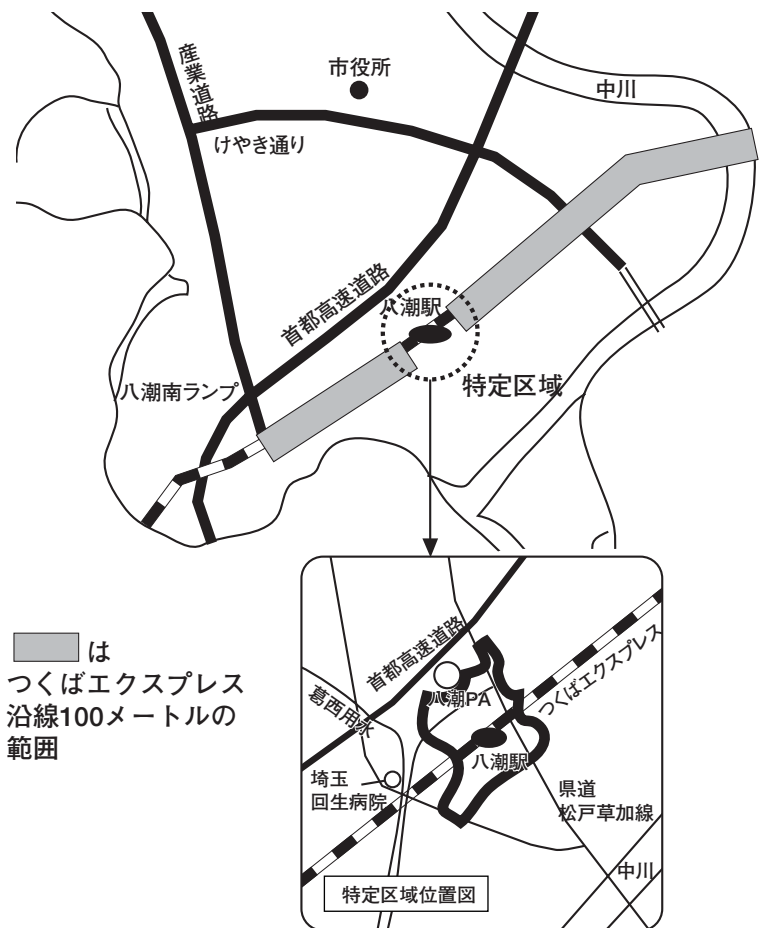
これは、「埼玉県屋外広告物条例」をもとに地域性に配慮した設置基準等を設けており、景観計画および高度地区との整合を図り、駅周辺商業特定区域を禁止区域（一般広告物の設置の禁止）とするほか、規則で地域性に配慮した基準を定めていきます。

なお、規則の基準等について現在、ホームページで意見を募集しています。（意見提出期限：4月24日）

### 独自の基準案

- つくばエクスプレス沿線100メートル以内は、鉄道に向けた一般広告物および屋上利用広告を禁止
- 駅周辺商業特定区域内（駅周辺の商業地域および近隣商業地域）は、屋上利用広告を禁止
- 高度地区内での屋上利用広告の最高高さは、25メートル

詳しくは、市ホームページの「屋外広告物条例」および「規則意見募集」をご覧ください。



## 今後の重要施策

### まちづくり(都市計画)マスタープラン..... 平成19年度から平成20年度までの2カ年で策定します！

まちづくりマスタープランは、八潮市のまちづくりの基本方針を明確にする計画で、市全体の将来像や地域の将来像、また将来像に向けた方策を位置付ける非常に重要な計画です。

この計画の策定は、「誇りを持てる街」「住んでみたい街」への第2段となるもので、「市民」「事業者」「行政」による協働が不可欠です。

なお、内容としては「地域のまちづくり」に重点を置き、アンケートやワークショップなどにより皆さんと勉強会や意見交換をしながら策定していく予定ですので、ご協力をお願いいたします。



### 「募集!! 景観めぐりバスツアー」

「生涯学習まちづくり賞」で紹介した八潮の素敵なスポット（自然・花とみどり編）をバスで巡ってみませんか？

- 日時 5月27日(日) 午前9時30分やしお生涯学習館集合 午後3時解散予定
- 対象 市内在住の小学生以上の方(小学生は家族で参加する場合のみ可)
- 持物 動きやすい服装、昼食、飲物
- 参加費 500円(保険代、資料代)
- 申し込み 4月20日(金)午前9時から窓口または電話でやしお生涯学習館(☎994-1000)へ
- 定員 15人